

嶋田病院 訪問リハビリ 重要事項説明書

1. 嶋田病院 訪問リハビリの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	嶋田病院 訪問リハビリ (事業所番号 1810119840 号)
所在地	福井市西方1丁目2-11 いちご在宅支援センター 4階
管理者	嶋田 修美
サービスの種類	訪問リハビリテーション
サービス対象地域	福井市

(2) サービス内容

訪問リハビリテーション計画書に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が定期的に訪問し、利用者の潜在する能力を高め、生活機能改善または悪化の防止を目的に、リハビリテーションを行います。

その際、利用者またはその家族に対し、自立した生活を送るうえで必要とされる事項について、理解し易いように説明を行います。

(3) 職員体制

従業者の職種	職員数	勤務形態
管理者	1名	医師・常勤（嶋田病院勤務）
理学療法士	3名以上	常勤・非常勤
作業療法士	2名以上	常勤・非常勤
言語療法士	1名以上	常勤・非常勤

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月30日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前 8時30分 ～ 午後 5時30分

(5) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

電話番号	0776-22-0115
担当者	加福 己里宜 ・ 担当スタッフ

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用になりたい方は、下記のいずれかにご相談下さい。

- ① かかりつけの医師に相談する。
- ② 居宅介護支援事業所に相談する。
- ③ 病院の医療相談員（MSW）に相談する。
- ④ 市町の介護保険課に相談する。
- ⑤ 当事業所に直接連絡する。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に依頼先の担当ケアマネジャーに

ご相談下さい。

(2) サービスの利用解除および終了

嶋田病院 訪問リハビリ契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

3. サービス提供の記録

(1) 事業者は、サービスを提供する際には「訪問リハビリテーション実施記録」等の書面に必要事項を記録します。

また、一定期間ごとに、訪問リハビリテーション提供の状況、目標達成の状況等についての記録を作成します。

(2) 事業者は「訪問リハビリテーション実施記録」等の記録を作成し、サービスの完結の日から5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

4. 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に利用者ごとの負担割合（1割～3割）を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

※福井市は地域区分が、「7級地」であるため、下記の単位数に10.17円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合にもとづいた額が自己負担となります。

(1) 訪問リハビリテーション費：

20分につき	308単位/回
※事業所の医師が診療を行わなかった場合	-50単位/回

(2) その他の加算金額

- ・ 中山間地域等提供加算 上記表の5%/回
(区分支給限度基準額の算定対象外)
- ・ サービス提供体制強化加算 (I) 6単位/回
(区分支給限度基準額の算定対象外)
- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
(退院・退所日または認定日から3ヶ月以内)
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日
(退院・退所日または認定日から3ヶ月以内)
- ・ 移行支援加算 17単位/日
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 180単位/月
- ・ リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) 213単位/月
※医師によるリハビリテーション計画書の説明を実施する体制を設けている場合には、上記に270単位を加える。
- ・ 退院時共同指導加算 600単位/回

- ・口腔連携強化加算
- ・介護職員等処遇改善加算

50単位/回

総単位数に1.5%を乗じて算出
(区分支給限度基準額の算定対象外)

(3) お支払い方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。その後、当事業所にお支払いください。

(4) キャンセル料

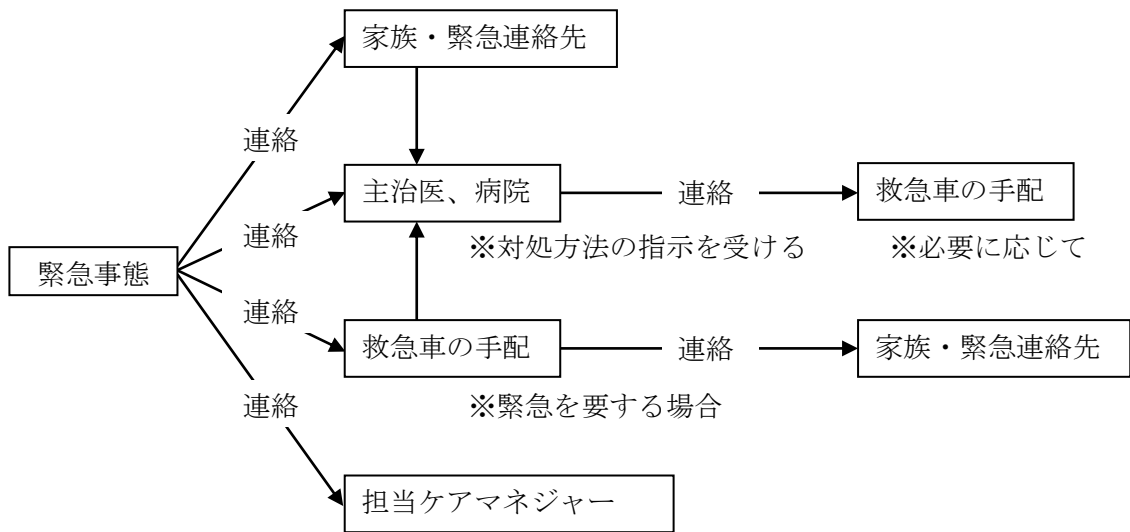
利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下記の料金をいただきます。

- ① 午前に訪問予定の方は利用日の当日の午前8時30分までに、午後には訪問予定の方は利用日の当日の午後1時までには連絡をいただいた場合は無料。
- ② 重要事項説明書第4条第4項第1号に定める時間以降に、キャンセル・変更の連絡をいただいた場合は1日の利用料金自己負担料金相当分をいただきます。
- ③ 利用日の当日利用者本人による拒否によりサービスを提供できなかった場合は1日の利用料金自己負担料相当分をいただきます。

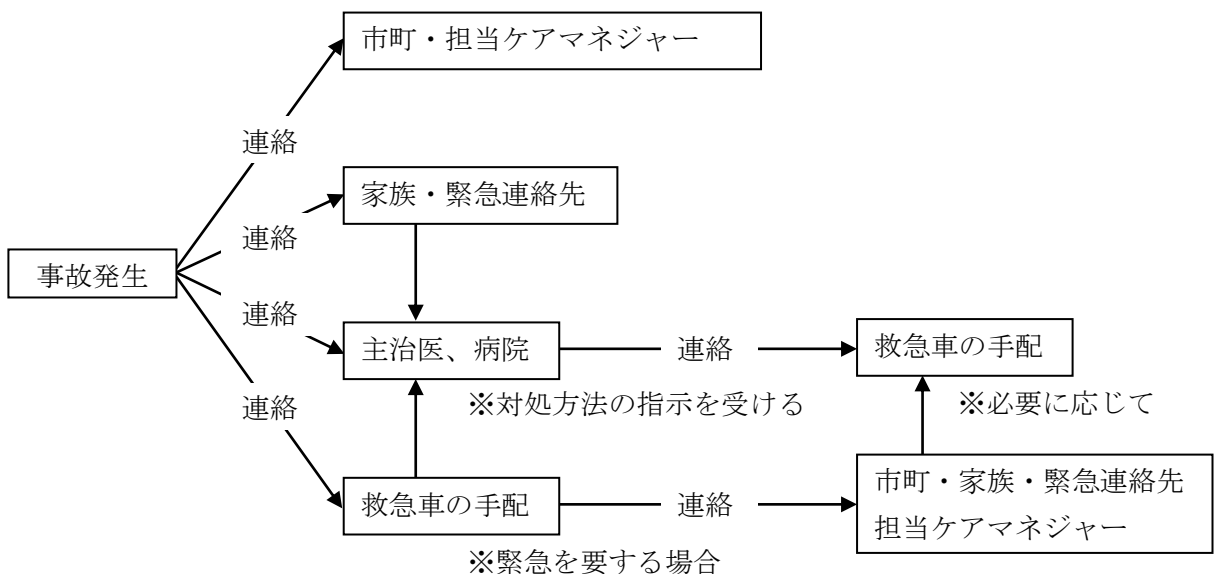
5. 緊急時・事故発生時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、担当ケアマネジャー等へ連絡をいたします。

(1) 緊急時



(2) 事故発生時



主治医	主治医氏名
	電話番号
緊急連絡先	緊急連絡先①（氏名）
	住所・電話番号
	緊急連絡先②（氏名）
	住所・電話番号

6. 苦情相談窓口の体制

(1) 受付窓口

苦情等の受付は口頭で行い、当事業所の従事者が対応します。また、いちご在宅支援センター4階事務所入り口に「要望箱」を設置し、文書による受付も行います。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情解決責任者 加福 己里宜

第三者委員 清川 忠 [連絡先] 0776-23-2912

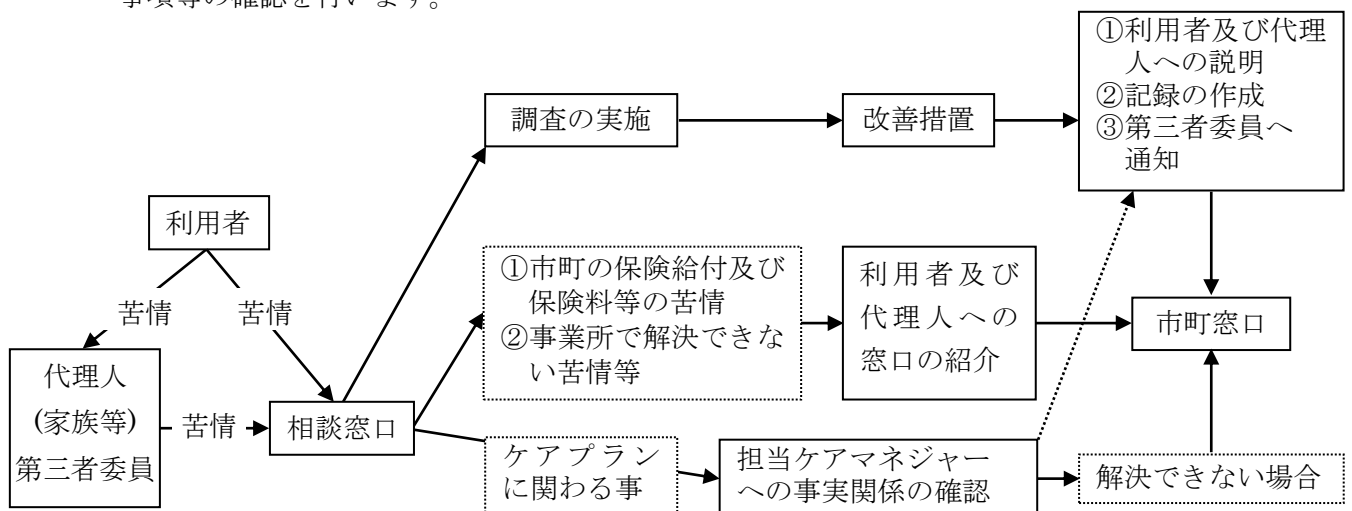
* 下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1611
	福井市役所 福祉健康部保健衛生局 介護保険課	TEL 0776-20-5715
	福井市役所 福祉健康部 地域包括ケア推進課	TEL 0776-20-5400
	福井県運営適正化委員会（ハート支援室）	TEL 0776-24-2347

(2) 苦情に対する措置

事業者は、迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。

また、改善措置について、利用者または家族等への説明を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、第三者委員による苦情内容の確認、解決案の調整・助言、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。



7. 個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業者は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

8. 秘密保持等

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- (2) 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

9. ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

10. 身体拘束等の禁止

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 前項の規定による身体拘束等はあらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみその条件と期間内においてのみ行うことができます。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 4 事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報します。

1 2. 衛生管理及び感染症対策

事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 2 利用者が使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 3 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15. 当法人の概要

法人種別	医療法人 健康会
代表者役職・氏名	理事長 嶋田 修美
本部所在地・電話番号	福井県福井市西方1丁目2-11 TEL: 0776-21-8008

<p>● 嶋田病院（117床）</p> <p>【診療科目】 リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科</p> <p>【病床数】 地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床</p>				
<p>● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設）</p> <p>【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハ 健康の家 <p>【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院訪問リハビリ <p>【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">通所型基準緩和（A型）サービス</td> <td style="width: 50%;">短期集中予防サービス</td> </tr> <tr> <td>・I-WILL</td> <td>・I-WILL</td> </tr> </table> <p>【訪問看護・介護予防訪問看護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご訪問看護ステーション <p>【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごショートステイ <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶋田病院 居宅介護支援センター 	通所型基準緩和（A型）サービス	短期集中予防サービス	・I-WILL	・I-WILL
通所型基準緩和（A型）サービス	短期集中予防サービス			
・I-WILL	・I-WILL			
<p>● 病院外の介護事業所</p> <p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>通所型予防給付相当サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施） ・いちごデイセンターみのり <p>【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和田東いちごデイサービスセンター ・いちごデイセンター松岡 ・いちご月見亭 <p>【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご 月見の里 <p>【看護小規模多機能型居宅介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご日和 <p>【居宅介護支援・介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごケアプランセンター月見 <p>【障がい福祉サービス・共生型生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり <p>【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちごデイセンターみのり 				